

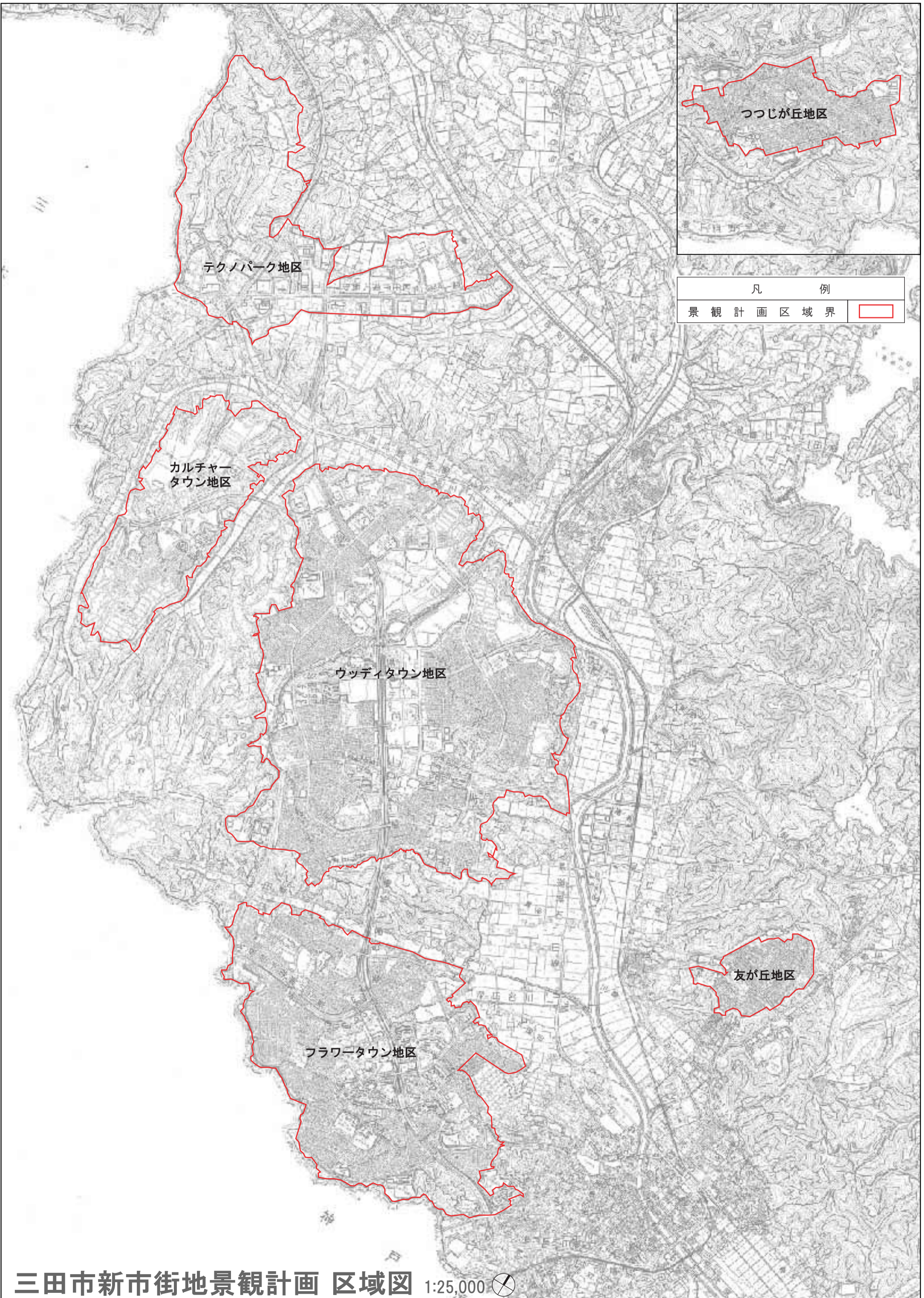
三田市新市街地景観計画

前項に示した景観類型のうち、新市街地景観類型に分類される区域について、三田市新市街地景観計画を定める。

1 対象区域【景観法第8条第2項第1号】

三田市新市街地景観計画の対象区域を次のとおりとする。(計画図参照)

景観計画区域名	構成地域		面積
三田市新市街地景観計画	フラワータウン地区	武庫が丘、狭間が丘、 弥生が丘、富士が丘	約 336.9ha
	ウッディタウン地区	けやき台、すずかけ台、 あかしあ台、ゆりのき台、 さくら坂	約 590.8ha
	カルチャー タウン地区	学園	約 149.7ha
	友が丘地区	友が丘	約 36.8ha
	つつじが丘地区	つつじが丘北、つつじが丘南	約 75.7ha
	テクノパーク 地区	テクノパーク	約 136.1ha
		第二テクノパーク(上内神の 一部及び下相野の一部)	約 97.1ha



テクノパーク地区

カルチャー
タウン地区

ウッディタウン地区

フラワータウン地区

つつじが丘地区

凡 例

景観計画区域界



友が丘地区